

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年8月25日

分任支出負担行為担当官
宮古空港・航空路監視レーダー事務所 森田 芳典

1. 工事概要

- (1) 工事名 下地島空港17MM装置撤去工事
- (2) 工事場所 沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1739-4
沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1739-4 下地島空港内17GS局舎
沖縄県宮古島市伊良部字佐和田1739-4 下地島空港内17MM局舎
- (3) 工事内容 本工事は、下地島空港17ILSのMM装置の撤去を行うものである。
- (4) 工期 契約締結の翌日から平成26年12月26日まで
- (5) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 大阪航空局の平成25・26年度一般（指名）競争参加有資格者のうち「電気通信工事」「A等級」又は「B等級」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（平成24年10月1日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札までの期間に、大阪航空局長より航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付空経第386号。）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 次に掲げる施工実績を有すること。
平成11年4月1日以降に完成・引き渡し完了した、下記の①または②の要件を満たす工事（以下「同種・類似工事」という。）の実績を有する者であること。（元請けとしての実績に限る。共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合に限る。）
なお、当該実績が平成13年4月1日以降に国土交通省の発注した上記同種・類似工事の施工実績の場合においては、工事成績評定の評定点が65点未満であるものを除く。
①同種工事
航空保安用の施設又は工作物の新設若しくは更新に係る建設業法でいう電気通信工事に該当する工事。
（注）CORINS登録のないもの（請負額500万円未満）は類似工事とする。
②類似工事
a. 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所要の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であって建設業法でいう電気通信工事に該当する工事。
b. a項の外、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事
上記a.b.のうち2件以上の施工実績を有すること。
- (6) 次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者（電気通信工事）を当該工事に配置できること。
①平成11年4月1日以降に、元請けとして完成・引き渡し完了した以下のア)又はイ)の要件を満たす工事の経験を有すること。ただし共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定技術者が、以下のア)又はイ)の工事経験を有していれば良い。
ア) 同種工事
航空保安用の施設又は工作物の電気通信工事の新設若しくは更新工事。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの「工事成績情報システム（CORINS）」に登録されていないものは類似工事とする。
イ) 類似工事
下記のa)又はb)の要件を満たす工事
a) 航空保安用の施設又は工作物と接続されて所用の目的を発揮する電気通信施設、装置若しくは設備であって建設業法でいう電気通信工事に該当する工事の施工実績。

- b) a) の外、建設業法施行令第15条に該当する公共性のある施設又は工作物に係る電気通信工事の施工実績。
- ②監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- ③当該技術者について、入札者との直接的かつ恒常的な雇用関係が明示されること。
- (7) 大阪航空局が発注した電気通信工事で、平成24年4月1日以降に完了した工事の施工実績がある場合においては、これらに係る工事成績評定の平均が65点以上であること。
- (8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する(建設)業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (10) 以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く)でないこと
- ・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出業務
 - ・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出業務
 - ・雇用保険法(昭和49年法律第116号)7条の規定による届出業務

3. 入札手続等

- (1) 担当部局
〒906-0013 沖縄県宮古島市字下里1657番地
国土交通省大阪航空局 宮古空港・航空路監視レーダー事務所管理課
電話 0980-72-3198 (内線32)
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
交付期間 平成26年8月25日から平成26年9月16日まで
交付場所 1) 上記 (1) 担当部局
交付方法 無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。
- (3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法
申請書及び資料は、郵送(宅配便を含む)又は持参により平成26年9月16日までに3.(1)に提出すること。
- (4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法
入札書は、開札日時までに上記3.(1)あて持参すること。
(郵送の場合は9月30日午後5時までに必着とすること)
開札日時は、平成26年10月1日 午前11時、宮古空港・航空路監視レーダー事務所1階入札室にて行う。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金 免除。
② 契約保証金 免除。
- (3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口 上記3.(1)に同じ。
- (7) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加 上記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、上記2(2)に掲げる資格の認定を受けていなければならない。
- (8) 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
- (9) 詳細は入札説明書による。